

伊丹市特別職報酬等審議会資料

平成26年12月3日

総務部人材育成室給与制度課

目 次

・ 伊丹市特別職報酬等審議会委員名簿	1
・ 伊丹市特別職報酬等審議会について	2
・ 伊丹市特別職報酬等審議会条例、同運営に関する規則	3
・ 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例	5
・ 市長等の給与に関する条例	6
・ 特別職の報酬月額等の改定推移	8
・ 阪神間各市の特別職の給料月額及び議員報酬月額等の状況	9
・ 類似団体の特別職の給料月額及び議員報酬月額等の状況	11
・ 伊丹市における特別職給与抑制状況	15
・ 前回答申書 特別職報酬等の額等について（平成19年1月12日）	16
・ 平成26年人事院勧告（骨子）	23
・ 国家公務員の給与に関する法律の改正案の概要	26

伊丹市特別職報酬等審議会委員名簿

(50音順・敬称略)

団体名等	役職	氏名	備考
伊丹市自治会連合会	会長	榎木 光夫	
弁護士		岡野 英雄	
伊丹消費者協会	会長	阪部 三栄子	
伊丹経営者協会	副会長	鈴木 潤	
伊丹青年会議所	理事長	達川 聡	
公募		田村 友徳	
大手前大学 現代社会学部	教授	藤田 昌弘	
公募		南 典子	
連合兵庫北阪神地域協議会 伊丹地区連絡会	事務局長	山下 彰一	
伊丹商工会議所	女性会会長	吉屋 英子	

○伊丹市特別職報酬等審議会

「議会の議員の議員報酬の額」ならびに「市長および副市長の給料の額」に関する条例を、市長が議会に提出しようとするときには、本審議会の意見を聞くこととしており、市長の諮問に応じて審議し、答申を行うこととしています。

必要の都度、市長が委員を任命する、委員 10 人をもって組織する審議会で、以下の国の通知に基づいたものです。

なお、委員の任期については、諮問にかかる審議が終了し、答申を行うときまでとなっています。

特別職の報酬等について（昭和 39 年 5 月 28 日自治給第 208 号自治事務次官通知）（抄）

最近における地方公共団体の議会の議員の報酬に関する条例の改正をめぐる世論の動向にかんがみ、地方公共団体の特別職の職員の報酬等の額の決定について第三者機関の意見を聞くことによりその一層の公正を期する必要があると認められるので、下記要領により速やかに措置されたく、命によって通知する。

なお、管下各市（特別区を含む。）については、都道府県の例にならない措置を講ずるよう、また町村については必要に応じ同様の措置を講ずるよう指導されたい。

記

- 1 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定による都道府県知事の附属機関として、別紙条例準則を参考として特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を設置するものとする。
- 2 都道府県知事は、都道府県議会議員の報酬の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬の額について、審議会の意見を聞かなければならないものとする。

なお、知事、副知事及び出納長の給料の額についても同様の手続により措置することが適当であること。

- 3 審議会の委員は、都道府県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから任命するものとする。この場合、当該都道府県の議会の議員、長及び常勤の職員を任命することは避けること。

（別紙）

〇〇県（都道府）特別職報酬等審議会条例準則（省略）

○伊丹市特別職報酬等審議会条例

昭和39年10月28日条例第45号

1 この条例は、公布の日から施行する。

(平成26年12月1日現在)

伊丹市特別職報酬等審議会条例

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、伊丹市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、議会の議員の議員報酬の額ならびに市長および副市長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員10人をもつて組織し、その委員は伊丹市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要のつと、市長が任命する。

2 委員は当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務部人材育成室給与制度課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

○伊丹市特別職報酬等審議会の運営に関する規則

昭和41年6月24日規則第26号

伊丹市特別職報酬等審議会の運営に関する規則

(この規則の目的)

第1条 この規則は、伊丹市特別職報酬等審議条例（昭和39年条例第45号。）

第7条の規定に基づき伊丹市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）

の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の委嘱および解嘱)

第2条 委員の委嘱は、委嘱状を交付して行なう。

2 委員は、当該諮問に係る答申があつたときは、当然に解嘱されるものとし、解嘱の辞令は交付しない。

(審議会の招集等の特例)

第3条 会長が選出されるまでの間は、市長が審議会を招集し、その議長は、市長が行なう。

(表決)

第4条 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長が決する。

2 前項の場合において、会長は、委員として表決に加わることができない。

(出席要求等)

第5条 審議会は、当該諮問に係る審議について必要があるときは、説明のため市職員の出席を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委員の発言)

第6条 委員は、会長の許可を得て、審議事項について自由に質疑し、または意見を述べることができる。

2 委員の発言は、審議会の運営の方法に関する動議を除き、当該諮問に係る審議について必要な範囲をこえてはならない。

(傍聴)

第7条 審議会は、会長の許可を得てこれを傍聴することができる。ただし、審議会の決議によつてこれを秘密会とされたときは、この限りでない。

2 傍聴人は、すべて会長の指示に従わなければならない。

3 会長は、秩序保全のため、その指示に従わない傍聴人に退場を命ずることができる。

(答申)

第8条 審議会は、当該諮問に係る審議を終了したときは、その結果を文書で市長に答申するものとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和41年6月20日から適用する。

(平成26年12月1日現在)

○議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

昭和31年12月4日条例第390号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

(議員報酬の額)

第1条 議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の額は、次のとおりとする。

議長 月額 739,000円

副議長 月額 663,000円

議員 月額 599,000円

(議員報酬の支給方法)

第2条 議長及び副議長にはその選挙された日から、議員にはその職についた日からそれぞれ議員報酬を支給する。

2 議長、副議長及び議員が任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散によりその職を離れたときは、その日までの議員報酬を支給する。

3 議長、副議長及び議員が死亡したときは、その日の属する月の末日までの議員報酬を支給する。

4 前3項の規定により議員報酬を支給する場合であって、その月分の全額を支給することとなるとき以外のときは、その議員報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割りにより計算する。

5 議員報酬は、重複して支給しない。

(費用弁償)

第3条 議長、副議長及び議員が公務のため旅行したときはその旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、市職員等の旅費に関する条例(昭和31年条例第400号)別表中、市長等の旅費相当額とする。

3 前項に定めるもののほか議長、副議長及び議員に支給する旅費については市職員に支給する旅費の例による。

(期末手当)

第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する議長、副議長及び議員に対して、

それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内にその職を離れた者(基準日において前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても同様とする。

2 期末手当の額はそれぞれの基準日現在(前項後段に規定する者については、その職を離れた日現在)においてその者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の190.0、12月に支給する場合においては100分の205.0を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を最低基準の額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の90

(3) 4箇月以上5箇月未満 100分の80

(4) 3箇月以上4箇月未満 100分の65

(5) 2箇月以上3箇月未満 100分の50

(6) 1箇月以上2箇月未満 100分の35

(7) 1箇月未満 100分の30

3 前項の支給額は予算の範囲内の額とする。

(規則への委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和31年9月1日から適用する。

(平成26年12月1日現在)

○市長等の給与に関する条例

昭和31年12月4日条例第389号

市長等の給与に関する条例

(この条例の目的)

第1条 この条例は、市長及び副市長（以下「市長等」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給料及び手当)

第2条 市長等の給料月額は、次のとおりとする。

(1) 市長 1,063,000円

(2) 副市長 879,000円

2 市長等には地域手当、通勤手当及び期末手当を支給する。

(期末手当)

第3条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する市長等に対して、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内にその職を離れた者（基準日において前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の140、12月に支給する場合には100分の155を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の90

(3) 4箇月以上5箇月未満 100分の80

(4) 3箇月以上4箇月未満 100分の65

(5) 2箇月以上3箇月未満 100分の50

(6) 1箇月以上2箇月未満 100分の35

(7) 1箇月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（第1項後段に規定する

者については、その職を離れた日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び当該給料の月額に100分の25を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。

4 第2項の支給額は予算の範囲内の額とする。

(規定の準用)

第4条 この条例に定めるものを除く他の給与の支給基準及び支給の方法については一般職の職員の給与に関する規定を準用する。

(規則への委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和31年9月1日から適用する。

(給料月額の特例)

2 平成19年4月1日から平成23年3月31日までの間、第2条第1項第1号中「1,063,000円」とあるのは「986,000円」と、同項第2号中「879,000円」とあるのは「853,000円」とする。

3 平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間、第2条第1項第1号中「1,063,000円」とあるのは「956,700円」と、同項第2号中「879,000円」とあるのは「826,260円」とする。

(給料月額の臨時特例)

4 平成25年10月1日から平成26年9月30日までの間、市長等の給料月額は、第2条第1項及び前項の規定にかかわらず、次のとおりとする。ただし、市長等の退職手当支給条例（昭和63年伊丹市条例第13号）の規定により退職手当を支給する場合には、この限りでない。

(1) 市長 903,550円

(2) 副市長 782,310円

(給料月額の特例)

5 平成26年10月1日から平成27年3月31日までの間、第2条第1項第1号中「1,063,000円」とあるのは「956,700円」と、同項第2号中「879,000円」と

とあるのは「826,260円」とする。

(期末手当の算定基礎額の加算に関する特例措置)

6 平成16年1月1日から平成23年3月31日までの間、第3条第2項中「100分の20」とあるのは、「100分の10」とする。

(地域手当の特例)

7 平成21年1月1日から平成23年3月31日までの間、市長等の地域手当の額は、第4条の規定により準用する一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第438号)第13条第1項の規定にかかわらず、その者の給料月額に100分の3を乗じて得た額とする。

(平成26年12月1日現在)

特別職の報酬月額等の改定推移

区 分		S57	S59. 4. 1	S61. 4. 1	S63. 4. 1	H2. 4. 1	H4. 4. 1	H6. 10. 1	H19. 4. 1
市 長	給料	改定見送り答申	765,000 円	835,000 円	902,000 円	985,000 円	1,067,000 円	1,121,000 円	1,063,000 円
副市長(助役)	給料		630,000 円	690,000 円	745,000 円	814,000 円	882,000 円	927,000 円	879,000 円
議 長	報酬		530,000 円	580,000 円	627,000 円	685,000 円	742,000 円	780,000 円	739,000 円
副議長	報酬		475,000 円	520,000 円	562,000 円	614,000 円	665,000 円	699,000 円	663,000 円
議 員	報酬		430,000 円	470,000 円	508,000 円	555,000 円	601,000 円	632,000 円	599,000 円
審議会		57. 12. 27	58. 12. 26	60. 12. 23	62. 12. 21	H元. 12. 25	3. 12. 24	6. 1. 18	18. 11. 21
		58. 1. 13	59. 1. 13	61. 1. 16	63. 1. 16	2. 1. 22	4. 1. 14	1. 29	18. 11. 27
		2. 4	1. 27	1. 28	1. 23	2. 1	1. 28	3. 29	18. 12. 5
			2. 10	2. 9	2. 12	2. 13	2. 4	4. 12	18. 12. 21
審議会(答申)		58. 2. 7	59. 2. 18	61. 2. 14	63. 2. 20	H2. 2. 14	4. 2. 10	6. 5. 10	19. 1. 12
その他(改定率)			7.7% ~ 8.2%	9.2% ~ 9.5%	8.0% ~ 8.1%	9.2% ~ 9.3%	8.3%	5.1%	△5.2%
備 考		調整手当 57. 4. 1 8%→9%	調整手当 60. 4. 1 9%→10%						地域手当 20. 4. 1 10%→8% 22. 4. 1 8%→6%

※金額は条例本則規定額

※調整手当及び地域手当は議員への支給は無し。

※地域手当支給率は平成 21 年 1 月から平成 23 年 3 月まで特例として 3%。

市長・副市長の給料月額等の状況(阪神間各市(7市))

No.	市名	人口(人) (H26.3.31時点)	市長	順位	副市長	順位	市長の給料に 対する割合
1	尼崎市	466,034	1,177,000 円	2	942,000 円	2	80%
2	西宮市	482,301	1,206,000 円	1	974,000 円	1	81%
3	芦屋市	96,499	836,000 円	7	724,000 円	7	87%
4	宝塚市	233,842	988,000 円	5	804,000 円	5	81%
5	川西市	160,715	1,040,000 円	4	843,000 円	4	81%
6	三田市	114,483	945,000 円	6	756,000 円	6	80%
7	伊丹市	201,323	1,063,000 円	3	879,000 円	3	83%
阪神間 各市 (7市)	平均	-	1,036,429 円	-	846,000 円	-	82%
	最高	-	1,234,000 円	-	997,000 円	-	-
	最低	-	836,000 円	-	724,000 円	-	-

※金額はH26.10.1現在の条例本則規定額

市議会議員の報酬月額等の状況(阪神間各市(7市))

No.	市名	人口(人) (H26.3.31時点)	議員定数 (人)	議長	順位	副議長	順位	議員	順位
1	尼崎市	466,034	42	797,000 円	2	717,000 円	2	640,000 円	2
2	西宮市	482,301	42	827,000 円	1	748,000 円	1	687,000 円	1
3	芦屋市	96,499	22	698,000 円	6	618,000 円	6	560,000 円	6
4	宝塚市	233,842	26	719,000 円	5	646,000 円	5	593,000 円	5
5	川西市	160,715	26	742,000 円	3	666,000 円	3	603,000 円	3
6	三田市	114,483	22	623,000 円	7	538,000 円	7	490,000 円	7
7	伊丹市	201,323	28	739,000 円	4	663,000 円	4	599,000 円	4
阪神間 各市 (7市)	平均	-	-	735,000 円	-	656,571 円	-	596,000 円	-
	最高	-	-	851,000 円	-	769,000 円	-	687,000 円	-
	最低	-	-	623,000 円	-	538,000 円	-	490,000 円	-

※金額はH26.10.1現在の条例本則規定額

市長・副市長の給料月額等の状況(類似団体)

No.	都道府県名	市名	人口(人) (H26.3.31時点)	市長	順位	副市長	順位	市長の給料に 対する割合
1	北海道	釧路市	178,888	1,035,000 円	18	835,000 円	22	81%
2	北海道	帯広市	168,634	1,005,000 円	25	805,000 円	37	80%
3	北海道	苫小牧市	173,884	980,000 円	34	800,000 円	39	82%
4	青森県	弘前市	179,187	980,000 円	34	806,000 円	36	82%
5	宮城県	石巻市	150,303	1,000,000 円	26	811,000 円	32	81%
6	福島県	福島市	281,767	1,047,600 円	15	865,700 円	17	83%
7	茨城県	ひたちなか市	159,053	963,000 円	41	778,000 円	47	81%
8	栃木県	小山市	165,285	1,080,000 円	4	870,000 円	13	81%
9	埼玉県	狭山市	154,645	970,000 円	38	815,000 円	31	84%
10	埼玉県	上尾市	228,176	900,000 円	53	750,000 円	53	83%
11	埼玉県	新座市	160,176	918,000 円	50	767,000 円	49	84%
12	埼玉県	久喜市	154,997	910,000 円	52	780,000 円	45	86%
13	埼玉県	入間市	149,912	931,000 円	48	783,000 円	44	84%
14	千葉県	市川市	470,285	1,016,000 円	22	837,000 円	21	82%
15	千葉県	松戸市	486,263	1,050,000 円	12	860,000 円	18	82%
16	千葉県	野田市	156,124	972,000 円	37	831,000 円	23	85%
17	千葉県	佐倉市	175,575	940,000 円	44	800,000 円	39	85%
18	千葉県	習志野市	165,536	950,000 円	42	810,000 円	33	85%
19	千葉県	市原市	280,543	998,000 円	29	821,000 円	27	82%
20	千葉県	流山市	170,493	923,700 円	49	797,600 円	41	86%
21	千葉県	八千代市	193,332	980,000 円	34	830,000 円	24	85%
22	千葉県	浦安市	162,952	1,000,000 円	26	830,000 円	24	83%
23	東京都	八王子市	561,985	1,100,000 円	3	940,000 円	1	85%
24	東京都	立川市	178,209	1,041,000 円	16	901,000 円	3	87%
25	東京都	三鷹市	180,570	1,030,000 円	20	870,000 円	13	84%
26	東京都	府中市	253,424	1,050,000 円	12	910,000 円	2	87%
27	東京都	調布市	223,947	1,035,000 円	18	895,000 円	8	86%
28	東京都	町田市	426,209	1,060,000 円	9	900,000 円	4	85%
29	東京都	小平市	185,846	1,050,000 円	12	900,000 円	4	86%

類似団体とは...

総務省において、全国の態様が類似している地方公共団体ごとに作成されている類型。下表のとおり人口と産業構造(産業別就業人口の構成比)に応じ、一般市は16類型に区分されており、伊丹市はIV-1(53団体)に分類されている。(平成25年度)

(一般市)

産業構造		二次,三次95%以上		二次,三次95%未満	
		三次65%以上	三次65%未満	三次55%以上	三次55%未満
人口	0人以上 5万人未満	I-3	I-2	I-1	I-0
	5万人以上 10万人未満	II-3	II-2	II-1	II-0
	10万人以上 15万人未満	III-3	III-2	III-1	III-0
	15万人以上	IV-3	IV-2	IV-1	IV-0

第一次産業...農業、漁業など

第二次産業...製造業、建設業など

第三次産業...情報通信業、金融業、運輸業、
小売業、サービス業など

市長・副市長の給料月額等の状況(類似団体)

No.	都道府県名	市名	人口(人) (H26.3.31時点)	市長	順位	副市長	順位	市長の給料に 対する割合
30	東京都	日野市	179,771	990,000 円	30	845,000 円	20	85%
31	東京都	東村山市	151,655	943,000 円	43	801,000 円	38	85%
32	東京都	西東京市	197,676	1,013,000 円	23	898,000 円	6	89%
33	神奈川県	藤沢市	421,124	1,064,000 円	7	893,000 円	10	84%
34	神奈川県	秦野市	168,889	938,000 円	47	768,000 円	48	82%
35	富山県	高岡市	176,259	1,000,000 円	26	830,000 円	24	83%
36	長野県	上田市	160,839	1,017,000 円	21	817,000 円	29	80%
37	岐阜県	大垣市	162,859	1,055,000 円	11	870,000 円	13	82%
38	愛知県	小牧市	153,303	1,075,000 円	5	883,000 円	11	82%
39	三重県	津市	284,545	1,130,000 円	1	870,000 円	13	77%
40	三重県	松阪市	168,987	1,013,000 円	23	786,000 円	43	78%
41	三重県	鈴鹿市	200,805	1,058,000 円	10	816,000 円	30	77%
42	京都府	宇治市	191,267	1,075,000 円	5	895,000 円	8	83%
43	大阪府	和泉市	187,279	990,000 円	30	850,000 円	19	86%
44	島根県	出雲市	174,505	916,000 円	51	752,000 円	52	82%
45	広島県	東広島市	183,312	970,000 円	38	780,000 円	45	80%
46	山口県	宇部市	171,220	940,000 円	44	755,000 円	50	80%
47	山口県	山口市	194,419	990,000 円	30	810,000 円	33	82%
48	山口県	周南市	148,908	970,000 円	38	790,000 円	42	81%
49	徳島県	徳島市	256,949	1,118,000 円	2	896,000 円	7	80%
50	愛媛県	今治市	164,740	982,000 円	33	807,000 円	35	82%
51	佐賀県	佐賀市	235,469	1,039,000 円	17	820,000 円	28	79%
52	宮崎県	都城市	169,348	940,000 円	44	755,000 円	50	80%
53	兵庫県	伊丹市	201,323	1,063,000 円	8	879,000 円	12	83%
類似団体 (53市)	平均	-	1,003,855 円	-	831,402 円	-	83%	
	最高	-	1,130,000 円	-	940,000 円	-	-	
	最低	-	900,000 円	-	750,000 円	-	-	

※金額はH26.10.1現在の条例本則規定額

市議会議員の報酬月額等の状況(類似団体)

No.	都道府県	市名	人口(人) (H26.3.31時点)	議員定数 (人)	議長	順位	副議長	順位	議員	順位
1	北海道	釧路市	178,888	28	600,000 円	25	540,000 円	24	490,000 円	27
2	北海道	帯広市	168,634	32	580,000 円	29	510,000 円	30	470,000 円	32
3	北海道	苫小牧市	173,884	30	520,000 円	45	480,000 円	40	440,000 円	44
4	青森県	弘前市	179,187	34	578,000 円	30	518,000 円	29	490,000 円	27
5	宮城県	石巻市	150,303	34	545,000 円	38	481,000 円	39	444,000 円	43
6	福島県	福島市	281,767	38	682,000 円	8	635,900 円	6	599,000 円	4
7	茨城県	ひたちなか市	159,053	25	541,000 円	41	504,000 円	34	470,000 円	32
8	栃木県	小山市	165,285	30	600,000 円	25	540,000 円	24	510,000 円	24
9	埼玉県	狭山市	154,645	22	510,000 円	48	460,000 円	47	440,000 円	44
10	埼玉県	上尾市	228,176	30	505,000 円	49	460,000 円	47	435,000 円	46
11	埼玉県	新座市	160,176	26	463,000 円	52	420,000 円	51	400,000 円	51
12	埼玉県	久喜市	154,997	30	445,000 円	53	385,000 円	53	360,000 円	53
13	埼玉県	入間市	149,912	22	493,000 円	51	440,000 円	50	414,000 円	50
14	千葉県	市川市	470,285	42	724,000 円	3	652,000 円	4	604,000 円	2
15	千葉県	松戸市	486,263	44	720,000 円	4	660,000 円	2	590,000 円	6
16	千葉県	野田市	156,124	28	547,000 円	36	492,000 円	37	450,000 円	39
17	千葉県	佐倉市	175,575	28	520,000 円	45	480,000 円	40	460,000 円	35
18	千葉県	習志野市	165,536	30	540,000 円	42	500,000 円	35	480,000 円	31
19	千葉県	市原市	280,543	36	648,000 円	14	581,000 円	13	562,000 円	9
20	千葉県	流山市	170,493	28	546,250 円	37	486,650 円	38	456,900 円	38
21	千葉県	八千代市	193,332	28	520,000 円	45	480,000 円	40	460,000 円	35
22	千葉県	浦安市	162,952	21	630,000 円	21	560,000 円	22	520,000 円	23
23	東京都	八王子市	561,985	40	730,000 円	2	660,000 円	2	590,000 円	6
24	東京都	立川市	178,209	28	662,000 円	10	599,000 円	11	555,000 円	10
25	東京都	三鷹市	180,570	28	640,000 円	17	580,000 円	14	550,000 円	13
26	東京都	府中市	253,424	30	650,000 円	12	570,000 円	21	550,000 円	13
27	東京都	調布市	223,947	28	640,000 円	17	580,000 円	14	550,000 円	13
28	東京都	町田市	426,209	36	640,000 円	17	580,000 円	14	550,000 円	13
29	東京都	小平市	185,846	28	650,000 円	12	580,000 円	14	550,000 円	13

市議会議員の報酬月額等の状況(類似団体)

No.	都道府県	市名	人口(人) (H26.3.31時点)	議員定数 (人)	議長	順位	副議長	順位	議員	順位
30	東京都	日野市	179,771	24	625,000 円	23	560,000 円	22	545,000 円	19
31	東京都	東村山市	151,655	25	558,000 円	33	506,000 円	33	485,000 円	29
32	東京都	西東京市	197,676	28	642,000 円	16	574,000 円	20	540,000 円	21
33	神奈川県	藤沢市	421,124	36	690,000 円	7	610,000 円	8	565,000 円	8
34	神奈川県	秦野市	168,889	26	542,000 円	40	473,000 円	45	433,000 円	47
35	富山県	高岡市	176,259	30	645,000 円	15	580,000 円	14	545,000 円	19
36	長野県	上田市	160,839	30	521,000 円	44	456,000 円	49	425,000 円	49
37	岐阜県	大垣市	162,859	24	630,000 円	21	579,000 円	19	553,000 円	11
38	愛知県	小牧市	153,303	28	596,000 円	27	534,000 円	27	504,000 円	25
39	三重県	津市	284,545	36	670,000 円	9	610,000 円	8	550,000 円	13
40	三重県	松阪市	168,987	28	569,000 円	31	508,000 円	31	449,000 円	40
41	三重県	鈴鹿市	200,805	32	613,000 円	24	539,000 円	26	485,000 円	29
42	京都府	宇治市	191,267	28	635,000 円	20	585,000 円	12	535,000 円	22
43	大阪府	和泉市	187,279	24	660,000 円	11	630,000 円	7	600,000 円	3
44	島根県	出雲市	174,505	32	534,000 円	43	463,000 円	46	428,000 円	48
45	広島県	東広島市	183,312	32	560,000 円	32	507,000 円	32	460,000 円	35
46	山口県	宇部市	171,220	28	551,000 円	35	498,000 円	36	470,000 円	32
47	山口県	山口市	194,419	34	557,000 円	34	480,000 円	40	449,000 円	40
48	山口県	周南市	148,908	30	545,000 円	38	475,000 円	44	445,000 円	42
49	徳島県	徳島市	256,949	34	714,000 円	5	647,000 円	5	606,000 円	1
50	愛媛県	今治市	164,740	34	585,000 円	28	529,000 円	28	492,000 円	26
51	佐賀県	佐賀市	235,469	36	692,000 円	6	607,000 円	10	553,000 円	11
52	宮崎県	都城市	169,348	34	500,000 円	50	420,000 円	51	400,000 円	51
53	兵庫県	伊丹市	201,323	28	739,000 円	1	663,000 円	1	599,000 円	4
類似団体 (53市)	平均	-	-	597,024 円	-	536,746 円	-	501,055 円	-	
	最高	-	-	739,000 円	-	663,000 円	-	606,000 円	-	
	最低	-	-	445,000 円	-	385,000 円	-	360,000 円	-	

※金額はH26.10.1現在の条例本則規定額

市長・副市長の給与抑制状況(平成15年度以降)

(平成26年10月1日現在)

区分		年度	平成6年度 審議会答申	H15	H16	H17	H18	H19 (平成18年度審議会答申)		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
			H6.10.1	H15.4.1			H18.4.1	H19.4.1	対従前				H23.4.1			H2510-H2609	H26.10.1
市長	給料月額 (条例本則)		1,121,000 円	→	→	→	→	1,063,000 円	▲5.2%	→	→	→	→	→	→	→	→
	減額後 給料月額		-	1,008,900 円	→	→	986,480 円	986,000 円		→	→	→	956,700 円	→	→	903,550 円	956,700 円
	減額率			△10%			△12%	△7.2%					△10%			△10%+△5%	△10%
副市長 (助役)	条例本則 (条例本則)		927,000 円	→	→	→	→	879,000 円	▲5.2%	→	→	→	→	→	→	→	→
	減額後 給料月額		-	862,110 円	→	→	852,840 円	853,000 円		→	→	→	826,260 円	→	→	782,310 円	826,260 円
	減額率			△7%			△8%	△3%					△6%			△6%+△5%	△6%
備考		※平成6年 度改定時 は、対従前 増改定	期末手当の算定基礎額の加算に関する特例措置(加算率20%→10%) H16.1.1~H23.3.31									期末手当 算定方法 の変更 (国及び兵 庫県等の 特別職と同 様の算定 方法に改 正)		H23内容を H27.3.31まで 延長		H25.10.1から1年間、 部長級カット率 5%を加算	
			地域手当の特例 (市長・副市長3%) H21.1.1~H23.3.31			期末手当加算割合の 減額措置 (H24.6~H25.11) 45%(20%+25%)→ 40%(20%+20%)											

写

答 申 書

特別職報酬等の額等について

平成19年1月12日

伊丹市特別職報酬等審議会

平成 19 年 1 月 12 日

伊丹市長 藤原 保幸 様

伊丹市特別職報酬等審議会
会長 藤田 昌弘

特別職報酬等の額等について (答申)

平成 18 年 11 月 21 日付 伊総人給第 93 号をもって諮問のあったみだしのことについて、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、次のとおり結論を得たので答申する。

記

1. 報酬等の額について

特別職の報酬等の額は、次のとおり改定することが適当である。

市長	給料月額	1,063,000円	(58,000円、5.2%減)
助役	給料月額	879,000円	(48,000円、5.2%減)
収入役	給料月額	744,000円	(41,000円、5.2%減)
議長	報酬月額	739,000円	(41,000円、5.2%減)
副議長	報酬月額	663,000円	(36,000円、5.2%減)
議員	報酬月額	599,000円	(33,000円、5.2%減)

2. 改定の時期について

平成 19 年 4 月 1 日とすることが適当である。

3. 説明

(1) 改定の検討

特別職の報酬等の額は、平成 6 年 10 月に現行額に改定されて以来 12 年間にわたって据え置かれてきた。これは、バブル経済崩壊後の景気低迷のなかで平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災からの復興に多大な財政負担を要したことを主な背景としている。

日本経済は、長期の景気低迷から脱却して実質経済成長率がプラスに転じ、ここ数年景気回復に確かな足取りが見られるものの、所得は伸びびず景気回復に対する市民の実感には乏しい。急速に少子高齢社会へと向かう中、日本経済の将来展望は予断を許さない。

一方、行政の仕組みに目を向けると、地方自治体を取り巻く環境は激変している。

地方分権改革の推進により国と地方の役割は大きく見直され、住民福祉に直結する身近なサービスの提供主体としての地方自治体の責務はますます重くなっている。また、三位一体の改革による税源移譲で自治体の自主財源が一定割合で確保される一方、補助金・交付金等国庫からの支援が大幅に削減・縮小されるため、地方財政は一層厳しさを増す結果となっている。地方の裁量範囲が広がるにつれ、自治体運営の難度は格段に高まる。つまり、自己決定・自己責任のもとに、限られた財源で増大する行政ニーズに応え、住民満足の最大化を追求する経営手腕が問われるのである。

市民は、これまで以上に自治体の経営責任に関心を寄せるとともに、自治体幹部の「経営感覚」に注目し、その成果を期待している。特別職は、こうした市民の負託に応える責務を負っているのである。

本審議会は、こうした社会経済情勢・自治体環境の変化、地方公務員の一般職の給与水準が抜本的に改定された給与構造改革の実施等を踏まえ、逼迫する市の財政状況を念頭に、これまでの審議会の審議経緯を継承しつつ特別職の報酬等のあり方について種々論議を重ねた。

その結果、類似する自治体ならびに阪神間周辺他都市の状況等も考慮して、報酬等の額を引き下げることが妥当であるとすることで意見が一致し、その改定基準等について慎重に審議を進めた。

なお、審議に際して次の基礎資料を使用した。

- * 伊丹市特別職報酬等審議会条例、同運営に関する規則
- * 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例
- * 市長等の給与に関する条例、同特別例に関する条例
- * 市長等の退職手当支給条例
- * 特別職の報酬等の改定推移
- * 阪神間各市特別職給料・報酬比較
- * 類似団体特別職給料等比較
- * 類似団体議員報酬等比較
- * 阪神間各市特別職の退職手当比較
- * その他の特別職の報酬額
- * 議会費及び議会活動状況等
- * 平成16年度阪神間各市決算状況指数等一覧
- * 平成16年度類似団体普通会計決算状況比較
- * 内閣総理大臣及び国会議員等の給料・報酬改定推移

(2) 改定基準の検討

市長等三役が常勤であるのに対し議員は非常勤である。勤務実態においても市議会の公式会議の日程は年間 150 日程度である。しかし、議員は地域住民の意見・要望を市政に反映させるため、私的な時間をも使用して日常的に活動していることや議員報酬以外に生活の糧を持たない議員専門の実情から「報酬」とは言え、実質的には生活給であることを斟酌しなければならぬ。

次に、特別職の職責については、先述のとおり高度な経営判断を求められる時代を迎え、その責任はますます重大となっている。議員においても、単なる民意の代弁者ではなく複雑・高度化する行政経営の番人として高い識見が求められるところである。

これらを考慮し、また、従来一般職の給与と均衡を図りながら報酬等の額を改定してきた経緯を引き継いで、部長級職員の給与水準を基本として一般職の職員の給与改定経過に準じることが適当と判断した。

改定額は、平成 6 年度から平成 18 年度までの一般職の給与改定率を累積した率を参考に算定するのが適当であるとの合意に達した。

なお、この改定額は特別職の報酬等のあるべき水準を示したものである。逼迫した市政に対処すべく、現在市長等三役が実施されている給料カットの取扱いについては、特別職自らの判断に委ねるべきとして意見が一致したことを追記する。

(3) 改定時期の検討

市の財政状況は逼迫しており、平成 22 年度までの財政見通しも不透明である。したがって、当局においてすみやかに対応されることを望むものである。

4. 市長等の退職手当の支給率について

市長はじめ三役等の退職手当については、周辺他都市あるいは兵庫県下の自治体の水準と均衡を図るべきであり、兵庫県市町退職手当組合が定める支給率に準じることが適当である。

5. その他附帯事項

審議を進める過程で、報酬等の全体像を把握する必要があったことから、次の事項について、議論を深めた。そのなかで委員から出された意見・論点等を附記するので、今後の検討の際に参考とされることを望むものである。

(1) 特別職の期末手当について

非常勤職員の期末手当が常勤と全く同様の方法で算出されているが、これは全国で一された算定方法ではなく各自治体で算式に差異がある。

本市の支給額は、類似団体のなかでも高い水準にあることを踏まえて意見を交わしたもので、委員からは、他団体と比較して支給水準を検証すべきであるとの意見、年収総額で判断する視点が欠かせないとの意見、常勤化している活動実態を考慮して論議すべきなどの意見が出された。

(2) 市の附属機関の委員報酬を併給することについて

本審議会は、委員報酬併給の是非を結論づける立場にはないが、議員が市の附属機関である審議会委員を兼ねる場合に別途支給されている委員報酬の意義についても意見を交換した。

委員からは、議員固有の専門的知識・経験等が要請されるもので、委員報酬の併給は当然であろうとする意見の一方で、市政を担う者の職務の一環であるから議員報酬に包含されるとする意見、会議に要する時間に比して支給される金額が高すぎるとする意見など、公務に携わる者の報酬等のあり方に厳しい視線を注ぐ市民の感覚を踏まえた意見が出された。

(3) 行政委員会の委員その他の特別職の報酬額について

本答申が市長以下三役、議員の報酬等の改定にとどまらず、その他の特別職の報酬額にも影響を与えることから、これらの職の報酬額についても関心を寄せ、参考までに本答申に示した改定率を適用して報酬月額を算出した。

これらの職については、本審議会が所管するところではないが、職務内容、職務上の責任の度合い、勤務実態等を反映した報酬額とすべきとの意見が出された。

審議会の開催状況

	開催日	内容
第1回	平成18年11月21日(火)	委員委嘱、諮問、会長・会長職務代理者選任 市の行財政の状況に関する説明 基礎資料に関する説明
第2回	平成18年11月27日(月)	改定の基本的な考え方について審議
第3回	平成18年12月5日(火)	報酬等の額の改定基準について審議 市長等の退職手当の支給率について審議 附属機関の委員報酬を併給することについて検討 特別職の期末手当について検討
第4回	平成18年12月21日(木)	市長等の退職手当の支給率について審議 附属機関の委員報酬を併給することについて検討 特別職の期末手当について検討 その他の特別職の報酬額について検討 答申案の骨子について審議

伊丹市特別職報酬等審議会委員

会長

藤田 昌弘 大学教授

会長職務代理者

岡野 英雄 弁護士

荒西 克行 伊丹青年会議所

上坂 祐史 連合兵庫北阪神地域協議会伊丹地区連絡会

阪部 三栄子 伊丹消費者協会

鈴木 嘉藏 伊丹市自治会連合会

谷野 真千子 伊丹市連合婦人会

中村 良子 伊丹商工会議所

松永 裕美 市民公募

南 淳子 市民公募

(50音順)

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに7年ぶりの引上げ

- ① 民間給与との較差(0.27%)を埋めるため、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きながら俸給表の水準を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.15月分)、勤務実績に応じた給与の推進のため勤勉手当に配分

俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直し

- ① 地域の民間給与水準を踏まえて俸給表の水準を平均2%引下げ
 - ② 地域手当の見直し(級地区分等の見直し、新データによる支給地域の指定見直し)
 - ③ 職務や勤務実績に応じた給与配分(広域異動手当、単身赴任手当の引上げ等)
- * 平成27年4月から3年間で実施。俸給引下げには3年間の経過措置。段階的実施に必要な原資確保のため、平成27年1月の昇給を1号俸抑制

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適切するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との較差等に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約12,400民間事業所の約50万人の個人別給与を实地調査(完了率88.1%)

- * 民間の組織形態の変化に対応するため、本年から基幹となる役職段階(部長、課長、係長、係員)の間に位置付けられる従業員の個人別給与等を把握し官民の給与比較の対象に追加

〈月例給〉 公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較

○ 民間給与との較差 1,090円 0.27%〔行政職(一)…現行給与 408,472円 平均年齢43.5歳〕
〔俸給 988円 はね返り分(注) 102円〕(注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.12月(公務の支給月数 3.95月)

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

改定率 平均0.3% 世代間の給与配分の見直しの観点から若年層に重点を置いて改定
初任給 民間との間に差があることを踏まえ1級の初任給を2,000円引上げ

② その他の俸給表 行政職(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は改定なし)

(2) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し改定

(3) 通勤手当

交通用具使用者に係る通勤手当について、民間の支給状況等を踏まえ使用距離の区分に応じ100円から7,100円までの幅で引上げ

(4) 寒冷地手当

新たな気象データ（メッシュ平年値2010）に基づき、支給地域を見直し

〈ポーンラス〉

民間の支給割合に見合うよう引上げ 3.95月分→4.10月分
勤務実績に応じた給与を推進するため引上げ分を勤勉手当に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
26年度 期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）
勤勉手当	0.675月（支給済み）	0.825月（現行0.675月）
27年度 期末手当	1.225月	1.375月
以降 勤勉手当	0.75月	0.75月

[実施時期等]

- ・ 月例給：俸給表、初任給調整手当及び通勤手当は平成26年4月1日
寒冷地手当は平成27年4月1日（所要の経過措置）
- ・ ポーンラス：法律の公布日

III 給与制度の総合的見直し

次のような課題に対応するため、俸給表、諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを勧告

- 民間賃金の低い地域における官民給与の実情をより適切に反映するための見直し
- 官民の給与差を踏まえた50歳台後半層の水準の見直し
- 公務組織の特性、円滑な人事運用の要請等を踏まえた諸手当の見直し

1 地域間の給与配分の見直し、世代間の給与配分の見直し

[俸給表等の見直し]

- ① 行政職俸給表（一） 民間賃金水準の低い12県を一つのグループとした場合の官民較差と全国の較差との率の差（2.18ポイント（平成24年～26年の平均値））を踏まえ、俸給表水準を平均2%引下げ。1級（全号俸）及び2級の初任給に係る号俸は引下げなし。3級以上の級の高位号俸は50歳台後半層における官民の給与差を考慮して最大4%程度引下げ。40歳台や50歳台前半層の勤務成績に応じた昇給機会の確保の観点から5級・6級に号俸を増設
- ② 指定職俸給表 行政職（一）の平均改定率と同程度の引下げ改定
- ③ ①及び②以外の俸給表 行政職（一）との均衡を基本とし、各俸給表における50歳台後半層の在職実態等にも留意しつつ引下げ。医療職（一）については引下げなし。公安職等について号俸を増設
- ④ その他 委員、顧問、参与等の手当の改定、55歳超職員（行政職（一）6級相当以上）の俸給等の1.5%減額支給措置の廃止等

[地域手当の見直し]

- ① 級地区分・支給割合 級地区分を1区分増設。俸給表水準の引下げに合わせ支給割合を見直し
1級地20%、2級地16%、3級地15%、4級地12%、5級地10%、6級地6%、7級地3%
 - * 賃金指数93.0以上の地域を支給地域とすることを基本（現行は95.0以上）
 - * 1級地（東京都特別区）の支給割合は現行の給与水準を上回らない範囲内（全国同一水準の行政サービスの提供、円滑な人事管理の要請等を踏まえると地域間給与の調整には一定の限界）
- ② 支給地域 「賃金構造基本統計調査」（平成15年～24年）のデータに基づき見直し（級地区分の変更は上下とも1段階まで）
- ③ 特例 1級地以外の最高支給割合が16%となることに伴い、大規模空港区域内の官署に在勤する職員に対する支給割合の上限（現行15%）、医師に対する支給割合（同）をそれぞれ16%に改定

2 職務や勤務実績に応じた給与配分

- (1) 広域異動手当 円滑な異動及び適切な人材配置の確保のため、広域的な異動を行う職員の給与水準を確保。異動前後の官署間の距離区分に応じて、300km以上は10%（現行6%）、60km以上300km未満は5%（現行3%）に引上げ
- (2) 単身赴任手当 公務が民間を下回っている状況等を踏まえ、基礎額（現行23,000円）を7,000円引上げ。加算額（現行年間9回の帰宅回数相当）を年間12回相当の額に引上げ、遠距離異動に伴う経済的負担の実情等を踏まえ、交通距離の区分を2区分増設
- (3) 本府省業務調整手当 本府省における人材確保のため、係長級は基準となる俸給月額額の6%相当額（現行4%）、係員級は4%相当額（現行2%）に引上げ
- (4) 管理職員特別勤務手当 管理監督職員が平日深夜に及ぶ長時間の勤務を行っている実態。災害への対応等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜（午前0時から午前5時までの間）に勤務した場合、勤務1回につき6,000円を超えない範囲内の額を支給
- (5) その他 人事評価結果を反映した昇給効果の在り方については、今後の人事評価の運用状況等を踏まえつつ引き続き検討。技能・労務関係職種給与については、今後もその在職実態や民間の給与等の状況を注視

3 実施時期等

- 俸給表は平成27年4月1日に切替え
- 地域手当の支給割合は段階的に引上げ、その他の措置も平成30年4月までに計画的に実施
- 激変緩和のための経過措置（3年間の現給保障）
- 見直し初年度の改正原資を得るため平成27年1月1日の昇給を1号俸抑制

IV 雇用と年金の接続及び再任用職員の給与

- 雇用と年金の接続
 - ・ 公務の再任用は短時間が約7割、補完的な業務を担当することが一般的
 - ・ 平成28年度に年金支給開始年齢が62歳に引き上げられ、再任用希望者が増加する見込み。職員の能力・経験の公務外での活用、業務運営や定員配置の柔軟化による公務内での職員の活用、60歳前からの退職管理を含む人事管理の見直しを進めていく必要
 - ・ 本院としても引き続き、再任用の運用状況や問題点の把握に努めるとともに、民間企業における継続雇用等の実情、定年前も含めた人事管理全体の状況等を詳細に把握し、意見の申出（平成23年）を踏まえ、雇用と年金の接続のため適切な制度が整備されるよう積極的に取組
- 再任用職員の給与
 - ・ 転居を伴う異動をする職員の増加と民間の支給状況を踏まえ再任用職員に単身赴任手当を支給
 - ・ [実施時期：平成27年4月1日]
 - ・ 本年初めて公的年金が全く支給されない民間の再雇用の個人別給与額を把握。今後もその動向を注視するとともに、各府省の今後の再任用制度の運用状況を踏まえ、再任用職員の給与の在り方について必要な検討

一般職の職員の給与に関する法律等の 一部を改正する法律案の概要

- 人事院は8月7日、一般職の国家公務員の給与改定及び給与制度の総合的見直しの実施を国会及び内閣に対し勧告
- 政府は、給与関係閣僚会議等における検討の結果、人事院勧告どおりの実施を閣議決定

法案概要

1 官民較差等に基づく本年度の給与水準改定【平成26年4月から遡及適用】

- ① 月例給：俸給表を平均0.3%引上げ(初任給・若年層に重点)
- ② ボーナス：3.95月分→4.10月分(年間0.15月分引上げ)【平成26年12月支給分から実施】
 - … 勤勉手当に配分し、勤務実績を的確に処遇に反映
- ③ その他手当
 - 自動車等使用者に係る通勤手当の引上げ、初任給調整手当の引上げ

2 給与制度の総合的見直し【平成27年4月施行、平成30年4月完全実施】

- ① 地域間・世代間の給与配分の見直し… 俸給表・地域手当の改定
 - (1) 全国共通に適用される俸給表水準を、民間賃金水準の低い地域の官民較差を踏まえて平均2%引下げ
 - … 初任給等は引下げなし、50歳台後半層が多い号俸は最大4%程度引下げ
 - … 新俸給表への円滑な移行のための経過措置(3年間の現給保障)
 - (2) 上記俸給表の引下げに併せ、地域手当の支給地域・支給割合の見直し
 - … 現行：6区分(18%～3%)→改正後：7区分(20%～3%)
- ② 職務や勤務実績に応じた給与配分のための諸手当の改定
 - ・ 広域異動手当の引上げ
 - ・ 単身赴任手当の引上げ
 - ・ 臨時・緊急にやむを得ず行う平日深夜勤務に対して管理職員特別勤務手当を新たに支給

※ 見直し初年度の改正原資を得るため、平成27年1月の昇給を1号俸抑制。
地域手当等の引上げは段階的に実施。

3 その他【平成27年4月施行】

- ・ 再任用職員に対し、新たに単身赴任手当を支給
- ・ 気象データの更新に基づく寒冷地手当の支給地域の見直し

4 施行期日

公布の日（一部の規定は平成27年4月1日）

特別職の職員の給与に関する法律の 一部を改正する法律案の概要

- 一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の国家公務員の給与の額を改定する。

法案概要

1 官民較差等に基づく本年度の給与水準改定関係

- ① 俸給月額【平成26年4月から遡及適用】
 - ・ 内閣総理大臣等（一般職の指定職職員に準じて改定なし）
 - ・ 秘書官 一般職の一般職員に準じて引上げ(平均0.3%)
- ② 一般職に準じて、ボーナスの支給月数を引上げ【平成26年12月支給分から実施】
 - ・ 内閣総理大臣等 年間2.95月分 → 3.10月分(0.15月分)

〔秘書官については、現行法上、一般職の職員の例によることとされている〕
年間3.95月分 → 4.10月分(0.15月分)

2 給与制度の総合的見直し関係【平成27年4月施行】

- ① 俸給月額
 - ・ 内閣総理大臣等 一般職の指定職職員に準じて引下げ(平均▲2%)
 - ・ 秘書官 一般職の一般職員に準じて引下げ(平均▲2%)

代表的な官職	改正前	改正後
内閣総理大臣	2,050,000円	2,009,000円
国務大臣、人事院総裁、会計検査院長	1,495,000円	1,465,000円
内閣法制局長官、内閣官房副長官、副大臣等	1,434,000円	1,405,000円
内閣危機管理監、大臣政務官、公害等調整委員会委員長等	1,222,000円	1,198,000円

- ② 地域手当
 - (現行法上、一般職の職員の例によることとされている)
- ③ その他
 - 一般職の職員に準じて、所要の経過措置を設ける

3 施行期日

公布の日（一部の規定は平成27年4月1日）